令和5年6月市議会定例会議

建設水道常任委員会説明資料

議案第76号 福島市健康福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

環境部

1 条例新旧対照表

改正征	改正前					
○福島市健康福祉センター条例			○福島市健康福祉センター条例			
平成3年3月29日 条例第9号			平成3年3月29日 条例第9号			
福島市健康福祉センター条例			福島市健康福祉センター条例			
(開館時間)	(開館時間)					
第4条 センターの開館時間は午前9時から	第4条 センターの開館時間は午前9時から午後8時までとし、次の表に掲げる					
施設の利用時間は同表の左欄に掲げる施設	施設の利用時間は同表の左欄に掲げる施設区分に応じ、同表の右欄に掲げる利					
用時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することがで			用時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することがで			
きる。			きる。			
施設区分	利用時間		施設区分		利用時間	
(略)			(略)			
			屋内ゲートボール場	:	午前9時から午後4時まで	
別表(第10条関係)	別表(第10条関係)					
施設区分 使用区分	使用料	摘要	施設区分	使用区分	使用料	摘要
(略)	(略)					
			<u>屋内ゲートボール場</u> 及び前項に規定する		<u>無料</u>	
			施設以外の施設			
	l			I		

2 条例改正の内容

福島市健康福祉センター管理施設のうち、屋内ゲートボール場の表記を除くもの。

3 条例の施行日

公布の日から施行する。